

「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024 応援事業取扱基準

(総則)

第1条 第39回国民文化祭・第24回全国障害者芸術・文化祭（以下「清流の国ぎふ」文化祭2024」という。）及び第48回全国高等学校総合文化祭（以下「清流の国ぎふ総文2024」という。）の趣旨に賛同し、開催機運を盛り上げ、広報啓発に寄与する「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024応援事業」（以下「応援事業」という。）の取扱いについてはこの基準の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 応援事業の対象となる事業は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 地方公共団体、文化団体、地縁による団体といった団体等が実施するもの
- (2) 「清流の国ぎふ」文化祭2024、清流の国ぎふ総文2024の開催機運の盛り上げ及び広報啓発に寄与するもの
- (3) 令和5年9月1日から令和6年12月31日までに実施するもの

(実施条件)

第3条 応援事業の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をいずれも実施しなければならない。

- (1) 別表1-1に規定する応援プログラムのうち、一つ以上を実施すること。なお、プログラムの実施にあたり必要な広報物品の譲渡・貸し出しについては、別表1-2の規定による。
- (2) 実施する事業が応援事業であることを明確にするために、実施する事業のチラシ、ポスターやホームページ等に別表2に掲げる応援事業ロゴマークを掲載すること。応援事業ロゴマークの掲載が困難である場合は、応援事業であることを文章にて明記すること

(申請)

第4条 応援事業を実施しようとする団体等（以下「実施団体」という。）は、原則として事業を実施する日の30日前までに、応援事業申請書（第1号様式）を、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会長又は第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を応援事業決定通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 第1項及び第2項の規定に関わらず、実施団体が地方公共団体、私立高等学校又は地方公共団体が構成員として参加する実行委員会である場合は、応援事業届出書（第3号様式）を会長に提出すること、又は会長が指定する方法によって、これに代えることができるものとする。

(承認基準)

第5条 会長は、申請のあった事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 当該事業の内容が、「清流の国ぎふ」文化祭2024、清流の国ぎふ総文2024の開催を広く周知する上で、効果的と認められるもの
- (2) 営利を主たる目的としないもの
- (3) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する事業でないもの
- (4) 宗教的又は政治的な活動でないもの

- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (7) その他承認すべきでない特段の事情がないこと

(募集期間)

第6条 応援事業の募集期間は、令和5年9月1日から令和6年10月13日までとする。

(計画内容の変更)

第7条 実施団体は、応援事業の内容を変更するときは、応援事業変更届（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(応援事業の中止)

第8条 実施団体は、応援事業を中止するときは、応援事業中止届（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(特典)

第9条 応援事業には、次の特典を付与する。

- (1) 「清流の国ぎふ」文化祭2024公式ウェブサイト等で、「応援事業」として実施事業を掲載
 - (2) 「清流の国ぎふ」文化祭2024、清流の国ぎふ総文2024PR物品の提供
 - (3) 「清流の国ぎふ」文化祭2024ロゴマーク、清流の国ぎふ総文2024シンボルマーク等の使用
- 2 前項(2)に記載のPR物品の提供(物品の種類及び個数)は、原則として別表3に記載のとおりとする。

(実績報告書)

第10条 実施団体は、応援事業が完了したときは応援事業実績報告書（第6号様式）を、完了後2週間以内、又は令和7年1月10日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

(経費等)

第11条 応援事業に係る経費は、事業主催者の負担とし、応援事業の実施運営に係る一切の事項について、自己の責任でこれを処理するものとする。


附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。

この基準は、令和5年12月27日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1-1 (第3条関係)

	応援プログラム	備考
(1)	『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』公式ポスターの掲示又は公式チラシの配付による広報	各種広報物品の取扱いについては、別に定める「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品貸出等要領」に準ずる。 ※当該要領に定める使用承認等手続きは不要とする。
(2)	『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』のぼり旗の掲出による広報	
(3)	『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』PRブースの設置	必要となる物品等については、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会と協議の上、貸出・提供する。 ※設置・撤去は実施団体が行うこと。
(4)	会場内での『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』テーマソング・イメージソング及びPRアナウンスの放送	テーマソング・イメージソングの音源は、CDにより貸出す。 【「清流の国ぎふ」文化祭2024テーマソング】 「君が明日と呼ぶものを」 【清流の国ぎふ総文2024イメージソング】 「集え青き春 清流の国へ」
(5)	実施事業のホームページ・公式SNS等で、『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』の紹介及び文化祭公式ウェブサイトへのリンクの掲載	【文化祭公式ウェブサイト】 (URL) https://gifu-bunkasai2024.pref.gifu.lg.jp (QRコード) 

※清流の国ぎふ総文2024の会期終了日(令和6年8月5日)後に開催される事業については、表中の『「清流の国ぎふ」文化祭2024及び清流の国ぎふ総文2024』の文言を、『「清流の国ぎふ」文化祭2024』に読み替えるものとする。

別表 1-2 (第3条関係)

別表 1-1 に記載の広報物品については、下記を原則とする。ただし、数量が不足する場合等は協議の上、貸出・提供する。

	物品種類	取扱い	数量
(1)	公式ポスター	提供	1式(3種類1枚ずつ)
	公式チラシ等	提供	観客数等見込みの10分の1(各文化祭500枚を上限) ただし、座席数等で事前に来場者の数が把握可能であり、全員へ配布するものは、観客数等見込みと同数
(2)	のぼり旗	貸出	5式(2種類5枚ずつ) ただし、ポール・台座は付属しない。

※物品は原則として郵送するが、貸出し物品の返却に係る費用は、実施団体の負担とする。

別表2（第3条関係）

応援事業ロゴマーク	
	
	
※	清流の国ぎふ総文2024の会期終了日（令和6年8月5日）後に広報を開始する事業については、下記ロゴマークを掲載すること。
	
	

※QRコードが読み取れる大きさと掲載すること。

※応援事業ロゴマークの掲載が困難である場合は、応援事業ロゴマークに代えて『「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024応援事業』と記載すること。ただし、清流の国ぎふ総文2024の会期終了日（令和6年8月5日）後に広報を開始する事業については、『「清流の国ぎふ」文化祭2024応援事業』と記載すること。

別表3（第9条関係）

<物品の種類> 以下のいずれかを提供

ポケットティッシュ	うちわ（紙製） 両面印刷
	

<物品の数量> 観客への配布方法に応じて、以下を原則とする。ただし、数量が不足する場合等は協議の上、提供する。

観客への配布方法	物品の個数
観客への配布物へ同封 ※座席数等で事前に来場者の数が把握可能であり、全員へ配布するもの	観客数等見込みと同数
上記以外 例) 配架・手配り・一部の方への参加賞 等	観客数等見込みの10分の1（500個を上限）